

○法務省令第 号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十五条及び不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二十七条の規定に基づき、不動産登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

法務大臣 平口 洋

不動産登記規則の一部を改正する省令

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(検索用情報管理ファイル)</p> <p>第百五十八条の三十八 法務大臣は、所有権の登記名義人（自然人である者に限る。以下この款において同じ。）についての次に掲げる事項を記録する検索用情報管理ファイルを備えるものとする。</p> <p>〔一〜五 略〕</p> <p>六 国籍（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロに規定する地域をいう。次条第一項第六号及び第二項並びに第百五十八条の四十第十八項において同じ。）</p> <p>七 〔略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>(検索用情報の申出)</p> <p>第百五十八条の三十九 所有権の保存若しくは移転の登記、合体による登記等（法第四十九条第一項後段の規定により併せて申請をする所有権の登記があるときに限る。）又は所有権の更正の登記（その登記によつて所有権の登記名義人となる者があるときに限る。）を申請する場合には、これらの登記の申請人は、登記官に対し、当該所有権の登記名義人となる者（これらの登記の申請人である場合に限る。）についての次に掲げる事項（以下この条及び次条において「検索用情報」という。）を申請情報の内容とし</p>	<p>(検索用情報管理ファイル)</p> <p>第百五十八条の三十八 法務大臣は、所有権の登記名義人（自然人である者に限る。以下この款において同じ。）についての次に掲げる事項を記録する検索用情報管理ファイルを備えるものとする。</p> <p>〔一〜五 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>六 〔同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>(検索用情報の申出)</p> <p>第百五十八条の三十九 所有権の保存若しくは移転の登記、合体による登記等（法第四十九条第一項後段の規定により併せて申請をする所有権の登記があるときに限る。）又は所有権の更正の登記（その登記によつて所有権の登記名義人となる者があるときに限る。）を申請する場合において、所有権の登記名義人となる者（これらの登記の申請人である場合に限る。）が国内に住所を有するときは、これらの登記の申請人は、登記官に対し、当該所有権の登記名義人となる者についての次に掲げる事項（以下この条及</p>

て申し出るものとする。

〔一〇五 略〕

#### 六 国籍

2 前項の規定による申出（次項及び第五項において「検索用情報同時申出」という。）をする場合には、当該所有権の登記名義人となる者の前項第二号、第四号及び第六号に掲げる事項を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報）をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。ただし、同号に掲げる事項を証する情報にあつては、申出に係る国籍が当該所有権の登記名義人となる者の国籍であることを登記官が確認することができる事項を申請情報の内容としたときを除く。

3 電子申請の申請人が検索用情報同時申出をする場合において、その者が第四十三条第一項第一号に掲げる電子証明書（登記官が第一項第二号及び第四号に掲げる事項を確認することができるものに限る。）を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、前項の市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（第一項第二号及び第四号に掲げる事項を証する情報に限る。）の提供に代えることができる。

〔4・5 略〕

第五十八條の四十 所有権の登記名義人は、登記官に対し、当該

び次条において「検索用情報」という。）を申請情報の内容として申し出るものとする。

〔一〇五 同上〕

〔号を加える。〕

2 前項の規定による申出（次項及び第五項において「検索用情報同時申出」という。）をする場合には、当該所有権の登記名義人となる者の前項第二号及び第四号に掲げる事項を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

3 電子申請の申請人が検索用情報同時申出をする場合において、その者が第四十三条第一項第一号に掲げる電子証明書（登記官が第一項第二号及び第四号に掲げる事項を確認することができるものに限る。）を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、前項の市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。

〔4・5 同上〕

第五十八條の四十 国内に住所を有する所有権の登記名義人は、

所有権の登記名義人についての検索用情報を検索用情報管理ファイルに記録するよう申し出ることができる。

〔2～17 略〕

18 前項の場合のほか、登記官は、所有権の登記名義人についての国籍を確認したときは、当該所有権の登記名義人についての国籍及び登記記録を特定するために必要な事項を検索用情報管理ファイルに記録するものとする。

登記官に対し、当該所有権の登記名義人についての検索用情報を検索用情報管理ファイルに記録するよう申し出ることができる。

〔2～17 同上〕

〔項を加える。〕

備考 表中の「」の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、令和八年〇月〇日から施行する。